

市制 100 周年記念沼津産業フェア開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「市制 100 周年記念沼津産業フェア開催業務委託」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

市制 100 周年記念沼津産業フェア開催業務委託

2 目的

沼津市制施行 100 周年を契機に、市内産業の 100 年の歩みを振り返り、広く企業活動を周知することで、市民等が市内産業の魅力を再認識し、未来の産業の在り方を考える機会とするとともに、今後の産業の担い手となる学生等の地元企業就職への意識啓発を図るため「沼津産業フェア」を開催する。

3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで

4 市制 100 周年記念沼津産業フェアの概要

(1) 開催日 令和 5 年 11 月 2 日（木）、3 日（金・祝）

- ① 10 月 31 日（火） 会場設営
- ② 11 月 1 日（水） 会場設営
- ③ 11 月 2 日（木） イベント初日 10：00～17：00（予定）
- ④ 11 月 3 日（金・祝） イベント二日目 10：00～17：00（予定）
- ⑤ 11 月 4 日（土） 会場撤去

※ 会場設営及び会場撤収を含むイベントの実施時間は、原則として施設利用料金の終日区分に分類される時間（9時から22時まで）を有効に活用して設定すること。

(2) 開催場所 キラメッセぬまづ多目的ホール全面

キラメッセぬまづ市民サロン

※ 会場の使用期間は次のとおりとする。

	10/31(火)	11/1(水)	11/2(木)	11/3(金)	11/4(土)
多目的ホール(全面)	全日	全日	全日	全日	全日
市民サロン	×	午後～	全日	全日	×

(3) 実施内容

委託者と受託者が協同して下記の要素を揃えたフェアを開催・運営する。

- ① 出展企業による展示ブース：70～80小間程度
※製造業を中心とした市内に事業所を有する企業から出展企業を募
る。一部、展示内容や企業の規模により、通常より広めの小間を設
ける（7～8小間程度を想定）。
- ② 市内高校等の展示ブース：10小間程度
- ③ 市内産業の歴史パネル展示：エントランスギャラリーへパネル展示を
実施する。
- ④ ステージイベント：会場内にステージを設置し、基調講演、企業PRを
主としたプログラムを実施する
- ⑤ 飲食コーナー：市内飲食物産等の販売とそれらの飲食スペースを設置
する。
- ⑥ イベントコーナー：市民サロンにおいて、来場者が参加できる体験型
イベントを実施する。
- ⑦ 企業ブース見学ツアー：学生等を対象とした企業展示ブースの見学ツ
アーを実施する。

5 委託業務の内容

(1) 本委託業務全体に関すること

ア. 受託者の業務体制について

受託者は、効果的な展示の開催や、出展者に対する事前・事後サポ
ートを行うにあたって必要となる知識や経験のある者を実務担当者
として、委託期間を通して本業務に従事させること。また、実務担当
者の中から、本業務全体を統括する者を1名選任すること。

イ. 問合せ・相談窓口について

フェア出展者募集開始時から、出展を検討する者を含む出展者や来
場者等からの問合せや相談に即応できる窓口を設け、電話・FAX・E
mailでの連絡を受付けること。また、問合せ・相談内容について疑義
が生じた際には、委託者と協議の上、回答すること。

ウ. 広報・周知・案内等に用いる制作物について

事前周知や会場案内等で配布する、イベント内容やタイムスケジュ
ール等が記載されたリーフレット等の作成を受託者の負担で行うこ

と。なお、各種制作物のデザイン等は、受託者の提案を基に委託者と協議の上、決定する。

エ. マニュアル等の作成について

進行台本、会場レイアウト、必要なマニュアル等を作成し、主催者用として、必要部数を印刷し配付すること。

オ. 実施報告書の提出について

フェア終了後、全体的な実施内容や施策の結果・効果を分析した実施報告書を作成し、データ及び紙媒体で委託者に提出すること。

(2) 出展者の募集及び応募者への連絡・支援等に関すること

ア. 出展者の募集について

- ① 出展者募集のチラシ、募集案内等を作成し、市内企業への周知を委託者と協力して行うこと。
- ② 出展者の募集終了後、出展候補者の情報をエクセルデータで一覧にして管理すること。
- ③ 委託者が出展者を決定後、各出展申込者に原則E-mailで通知すること。

イ. 出展者への連絡について

- ① 管理する出展者情報データを基に、出展者に対して、E-mailの一斉送信等により必要な連絡をとれる体制を整えること。
- ② 出展者からの搬入出時の車両申請、追加什器等のオプション申請に関して、受付及び取りまとめ等を行うこと。
- ③ 委託期間中は委託者の指示に従い、随時出展者に対して、フェアに関連して必要な案内・連絡をすること。

ウ. 出展者の支援について

- ① 出展募集開始後本契約終了までの間、出展者からの連絡・問合せには平日日中は即応できる体制を取り、誠実に対応すること。重要な要望や疑義のある問い合わせ等については、適時委託者に共有・相談すること。
- ② フェアの目的共有、搬入方法や会場利用ルールなどを周知する出展者説明会を開催すること。

(3) 沼津産業フェアの来場促進に関すること

ア. 宣伝広告等

一般客の来場を促進するため、新聞・雑誌・ウェブメディア等、来場を見込めるターゲット層にリーチする媒体への広告や記事を掲載する等、効果的な広報、周知を行うこと。

イ. 来場の促進に向けた企画の提案・実施について

「4（3）実施内容」に記載する項目に加え、催しやステージイベントの企画等、来場の促進に向けた企画や仕掛けを提案し、委託者と協議の上実施すること。

(4) 沼津産業フェアの会場設営・装飾及び撤去に関すること

ア. 会場全体の装飾・レイアウトについて

出展ブースを効果的にPRするための開場装飾やレイアウトを提案し、委託者と協議の上、決定する。

イ. 会場内の配置計画及び基礎小間等の設営について

- ① 会場内に「4（3）実施内容①から⑤」の各項目の実施に必要な配置計画を行い、基礎小間、ステージ等を設営すること。
- ② その他、実施に必要な什器、備品及び消耗品の調達、電気系統の敷設等必要な工事を行うこと。

ウ. 搬入出について

- ① 搬入出手順等に関し、会場であるキラメッセぬまづ管理者と必要な申請・調整を行うこと。
- ② 産業フェア終了後、速やかに撤去作業及び原状復帰を行い、会場管理者との契約期間を厳守すること。
- ③ 原状復帰に伴う費用や設営・撤去作業中の会場または会場備品の破損に伴う費用は受託者の負担とする。
- ④ 設営・撤去作業を実施する際には、安全確保を徹底すること。

(5) 沼津産業フェアの運営に関すること

- ① 全体運営に係る総合管理を行うこと。
- ② 搬入出時及び産業フェア開催期間中、会場において出展者が問合せ・相談をできる体制を整えること。
- ③ 会場内及び会場付近において受付・案内業務を行うこと。
- ④ 搬入日及び開催各日に清掃業務を行うこと。
- ⑤ 会場内及び飲食コーナーで出た廃棄物（生ごみを含む）の回収・処分

を行うこと。

- ⑥ 搬入日及び開催各日に会場内及び搬入経路等の警備・交通整理業務を行うこと。
- ⑦ 記録用として、会場内の写真撮影を行い、画像データを委託者へ納品すること。
- ⑧ 不慮の事故等に備えて、イベント保険に加入すること。
- ⑨ 警察・消防・保健所等への届出が必要となった場合は、受託者の負担で調整をし、提出すること。

(6) 契約金額に含まれないもの

施設の備品使用料を除く、キラメッセぬまづの施設使用料については、別途主催者が負担する。ただし、施設の時間外使用料、16 時間を超える冷暖房費、特別電気料金及び特別上下水道料金が生じた場合は、契約候補者が負担すること。

6 その他・注意事項

- (1) 関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密について、第三者に漏洩してはならない。
- (3) 業務に関する情報を外部に持ち出してはならない。
- (4) 委託業務について、原則として第三者に委託してはならない。ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (5) 本業務委託を実施するにあたり、他からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。転載等を行う場合は、著作権の帰属について確認し、その利用許諾等適切な手続きをとること。
- (6) 制作したデータや画像等（制作にあたり生じた編集データや画像等を含む）の財産権、利用権、著作権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者はこれを改編して使用することができるものとする。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と協議・調整して定める。